

第5期ねやがわ男女共同参画プラン

令和3(2021)年度～令和12(2030)年度

概要版

寝屋川市

プランの基本的な考え方

1. プラン策定に当たって

「男女共同参画社会基本法」では、国と地方公共団体は、共通の基本理念にのっとり、施策を行うことにより、全体としての男女共同参画社会の形成を目指すことが規定されています。

本プランは、「男女共同参画社会基本法」に基づき、男女共同参画社会の実現を目指す取組を寝屋川市で具体的に推進するためのものであり、市民・地域社会、企業と行政が協働し、それぞれの役割を担い、課題を解決するための指針となるものです。

2. プランの目指す姿

寝屋川市は多様な生き方の選択による イノベーションを創出します

「第六次寝屋川市総合計画（計画期間：令和3年度～令和9年度）」では、寝屋川市の将来像を、「新たな価値を創り、選ばれるまち 寝屋川 ～イノベーションの創出～」とし、寝屋川市の新たな未来を切り拓くため、従来の枠組みに捉われない新たな価値とイノベーションを創出し、現在の市民及び将来の市民に選ばれるまちを目指しています。この“新たな価値とイノベーションの創出”には、性別に捉われない多様な価値観や視点が欠かせません。

本プランは、「男女共同参画社会基本法」における基本理念と「第六次寝屋川市総合計画」で掲げる将来像を踏まえ、誰もが人権を尊重され、個性と能力を十分に発揮できる活力にあふれた豊かな男女共同参画社会をつくるとともに、多様な生き方の選択により、寝屋川市の新たな価値とイノベーションの創出を目指します。

※ イノベーション：画期的な技術や新しい仕組みを創造し、変革を起こすことで経済や社会に価値を生み出すこと。

3. 基本的な視点

「男女共同参画社会基本法」の基本理念と社会状況の変化による新たな課題も念頭において、以下の基本的な視点に立って、本プランにおける関連施策や取組を推進します。

(1) 持続可能な活力ある社会を次世代に引き継ぐ

持続可能で活力のある社会の実現は、我が国のみならず世界共通の目標となっています。そのためには、あらゆる分野においてジェンダー平等、男女共同参画の視点が常に確保されることが必要です。

(2) 実質的な男女の平等の実現に向けた取組の強化

我が国は、男女間の格差を示す国際的な指標である「ジェンダーギャップ指数」が先進国中、極めて低位に位置しており、中でも政治・経済分野における男女格差の縮小が国を挙げての課題となっています。女性が十分に参画できていない分野への目標達成とその先の実質的な男女の平等の実現に向けた、ポジティブ・アクションも含めた積極的な取組が必要です。

(3) 男女が共に実現する、あらゆる分野での活躍

男女共同参画は、女性だけでなく男性も豊かな人生を送ることにつながります。働く場面、地域における様々な活動などのあらゆる分野で、男女が活躍できるよう、性別に関わらず、仕事と家事・育児・介護やその他の生活を両立できる環境が整備される必要があります。

(4) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

被害者の多くが女性である、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」といいます。）に加えて、主に若年女性が被害を受ける性暴力の問題が顕在化するなど、女性に対する暴力をめぐる状況が多様化しています。女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化する必要があります。

(5) 市民等と行政のパートナーシップによる取組の推進

男女共同参画社会の実現には、行政における施策の推進だけでなく、市民・地域・団体、事業者による主体的な行動や取組が欠かせません。そのため、市民・地域・団体、事業者への働きかけとともに市民等と行政のパートナーシップ関係の構築を図ります。

4. プランの概要

(1) プラン策定の経緯

本プランの策定では、学識者や市議会議員、関係団体、公募市民で構成する、男女共同参画審議会における審議のほか、「男女共同参画に関する意識調査」やパブリック・コメントを通じて市民の意識及び意見等を収集し、その反映に努めました。

(2) プランの期間

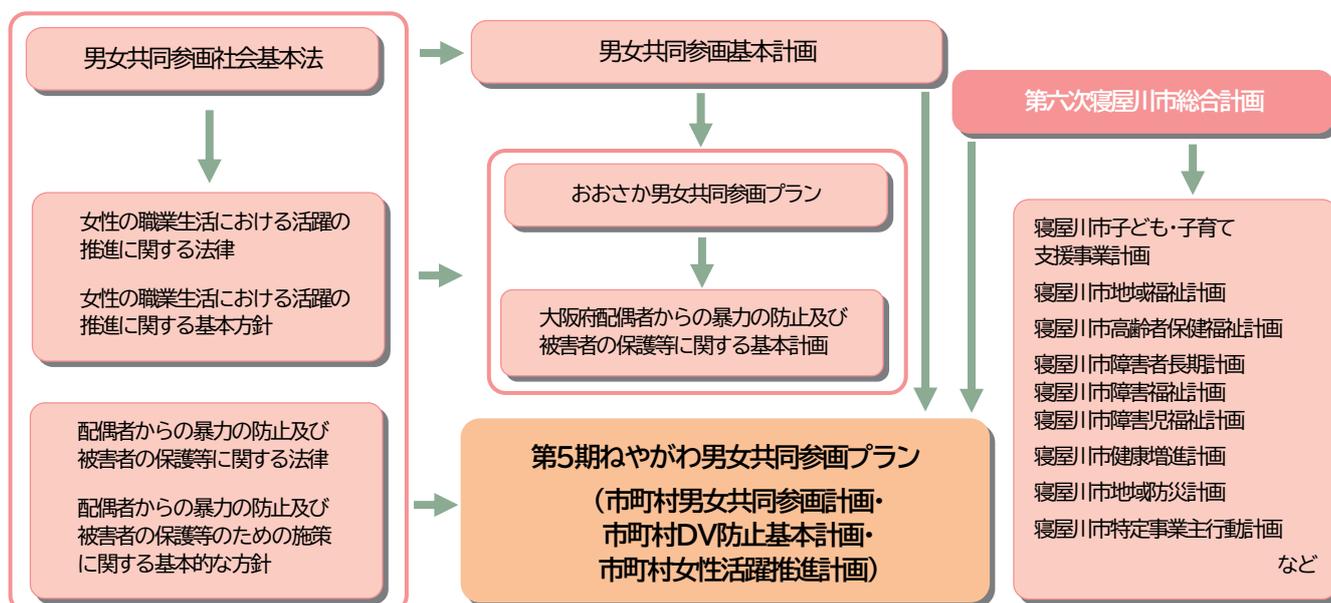
本プランの期間は、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間とします。

なお、社会状況の変化等、男女共同参画施策を取り巻く状況に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行うこととします。

(3) プランの位置付け

- ①「男女共同参画社会基本法」に基づいて、本市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するためのプランです。
- ②「第六次寝屋川市総合計画」を推進するための分野別計画で、子育て、保健、福祉等の関連分野の計画と整合性を図りつつ、男女共同参画の視点で関連分野の施策を横断的に捉えています。
- ③行政とともに市民等の主体的な参画を得ながら、取組を推進するための指針となるものです。
- ④本プランは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」といいます。）及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」といいます。）に規定される「市町村DV防止基本計画」「市町村女性活躍推進計画」を包含しています。

【 計画の位置付け 】



基本目標と課題

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍推進

課題1.政策・方針決定過程への女性の参画推進

- 本市の審議会等の女性委員比率は、27.3%（令和2年4月1日現在）で、大阪府内市町村の平均を下回っています。本市の政策立案において多様な意見を反映するためには、関係課や関係団体に対して審議会等の女性委員比率を高めていく働きかけが必要です。
- 市職員の係長以上の女性割合は17.8%で10年前と比べて1.6ポイントの伸びにとどまっています。

課題2.地域における男女共同参画の促進

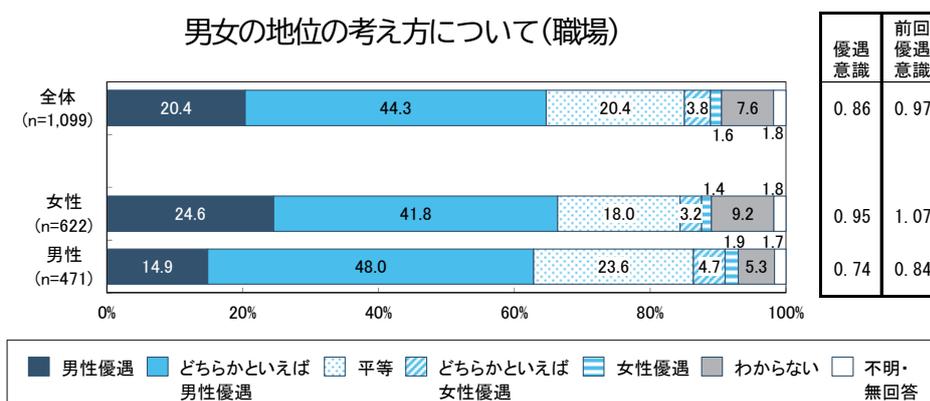
- 暮らしやすい地域をつくるためには、住民同士が協力・連携し、地域で話し合いながら、地域住民が参加できる行事や防災、福祉、緑化など地域の特色をいかした活動の活性化が必要です。
- リタイア後の市民が、地域活動の支え手になり、生きがいにつながるようなきっかけづくりや場の提供とともに、子育てしやすいまちとして、男女が家事や育児に積極的に参加し、地域のなかで仲間づくりも行えるような機会の提供も重要です。

課題3.働く分野における男女共同参画の推進

- 子育て期にも働き続ける女性が増加していますが、職場において男性の方が優遇されていると感じる人は多く、女性が十分に活躍できる環境とはなっていないことを示しています。
- 近年、様々なハラスメントが社会問題となっていますが、ハラスメントは禁止されなければならない重大な人権侵害であり、誰もが働きやすい職場づくりに向けた取組を進める必要があります。

課題4.仕事と生活の調和の実現

- 「仕事」「家庭生活・地域活動」「個人の生活」をどのように優先したいかは、男女ともに希望と現実にギャップが生じている実態があります。
- 子育てと親の介護が同時期に重なる「ダブルケア」の問題に直面する人が増えている、男性が育児休業を取りづらい雰囲気があるなど、仕事と育児・介護等との調和が男女共通の課題となっています。
- 子育てや介護の基盤整備とともに、育児・介護休業の取得促進、事業所に対する両立支援対策や長時間労働是正の働きかけなど、男女ともに仕事と生活の調和が実現できる取組が必要です。



資料：寝屋川市「男女共同参画に関する市民意識調査」(令和元年度)

基本目標Ⅱ 暮らしの安全と安心の確保

課題1.女性に対するあらゆる暴力の根絶

- 女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、背景には、女性の人権軽視や性に基づく固定的な役割意識、社会的・経済的な男性の優位性などが影響していることから、社会的な問題として、解決に取り組む必要があります。
- あらゆる暴力を許さない意識を醸成するとともに、相談対応、被害者保護の対応から自立支援の取組まで庁内の各課及び関係機関との連携による被害者支援を強化する必要があります。
- デートDVの被害を未然に防止するためには、中学生からの予防教育が必要です。

課題2.生涯にわたる男女の健康支援

- 男女で異なる健康課題を理解したうえで、誰もが自らの心身の健康について正確な知識・情報入手して主体的に健康づくりに取り組めるよう支援することが求められています。
- 市民の誰もが心身の健康についての相談や治療方針などを選択できるよう生涯にわたる健康づくりを支援する体制が必要です。

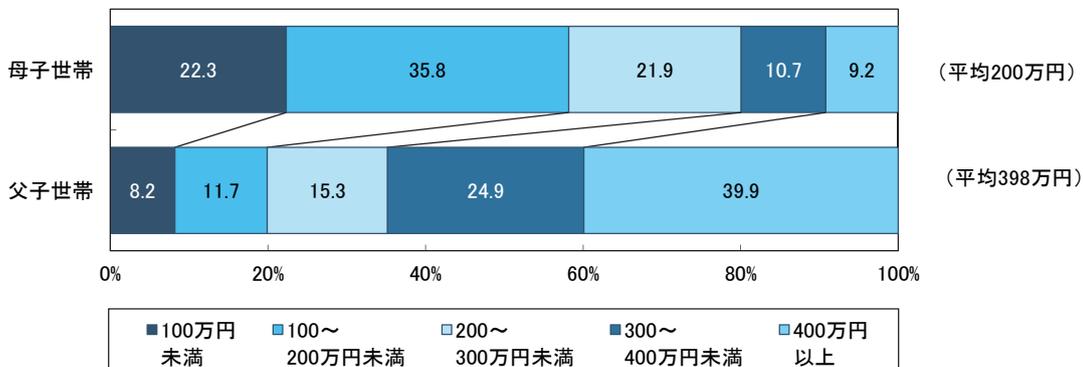
課題3.困難を抱える人への支援

- ひとり親家庭や高齢者、障がいがある人、性的少数者、外国人やルーツが外国である人など、様々な困難を抱える人に対して、誰もが住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らし続けられるよう、それぞれの状況に配慮した支援が求められています。
- 社会的に弱い立場にある人への正しい理解を広め、多様性を認め、人権が尊重される地域社会をつくる必要があります。

課題4.防災・減災活動における男女共同参画の推進

- 過去の大災害においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性のニーズが考慮されにくいといった課題や、性暴力被害の発生などが報告されています。
- 男女のニーズの違い等に配慮するためには、地域防災・減災活動において女性が男性とともに意思決定に参画し、主体的な担い手となるよう男女共同参画の視点に立った取組が必要です。

母子世帯・父子世帯の年間就労収入の構成割合(全国)



(注) 年間就労収入とは、母子世帯の母自身又は父子世帯の父自身の年間就労収入である。
資料：厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査結果報告」平成28年度版

基本目標Ⅲ 男女共同参画を基盤とした文化の浸透

課題1.男女共同参画の意識づくり

- 「男は仕事、女は家庭」などの固定的な性別役割分担意識の変化は見られますが、社会の各分野において男性が優遇されていると感じる人は依然多いという実態があります。
- その背景には、働き方・暮らし方の根底に、長年にわたり人々の意識に形成された性差に関する固定観念や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の存在が挙げられます。
- 性別に関わらず、誰もが互いを尊重しながら、自分らしく生きられるようになるために、学校、家庭、地域、職場などのあらゆる場を通じて、幼児から高齢者にいたる幅広い層を対象に、男女共同参画を親しみやすく分かりやすいものにすることが必要です。

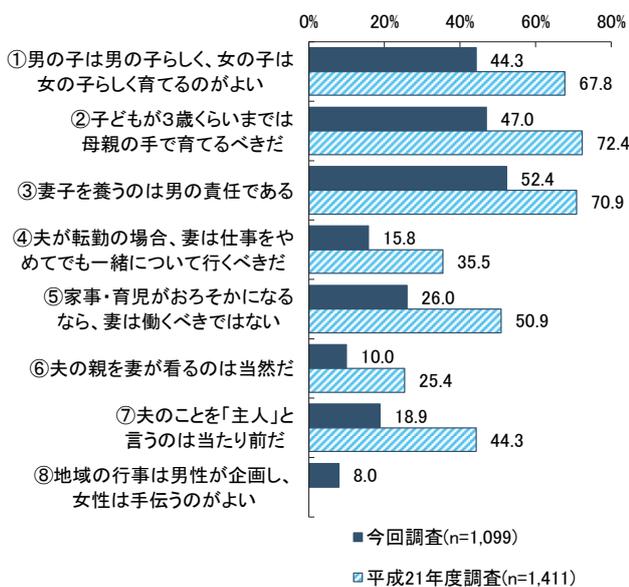
課題2.多様な選択を可能にする教育や学習の推進

- 保育・教育現場では男女平等の教育が実施されていますが、子どもとのふれあいの中で、無意識のうちに「男だから、女だから」といった性別に基づく固定観念が大人の言動に表れていないかにも留意して、子どもの個性の発揮や多様な選択を阻害しないようにする必要があります。
- 大人も「男だから、女だから」という思い込みによって、自分自身の行動や振る舞いを制限したり、相手に押し付けたりせず、対等で互いを尊重し合える関係をつくるための学習機会が必要です。

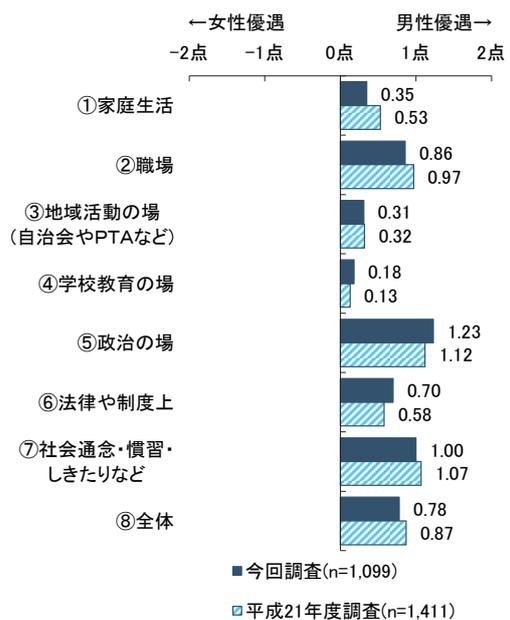
課題3.国際的な協調と貢献

- 世界共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）達成への貢献は地方公共団体の責務でもあり、本プランの推進は5番目のゴール「ジェンダー平等を実現しよう」に寄与するものです。
- 国際的にみて、我が国では政治・経済分野の男女間格差が大きいことや、女性の無償労働時間が長いといった実態の周知を進めて、グローバルな視点からもジェンダー平等の実現につながるような取組を進める必要があります。

性別による役割の考え方（寝屋川市）



社会における男女の平等感（寝屋川市）

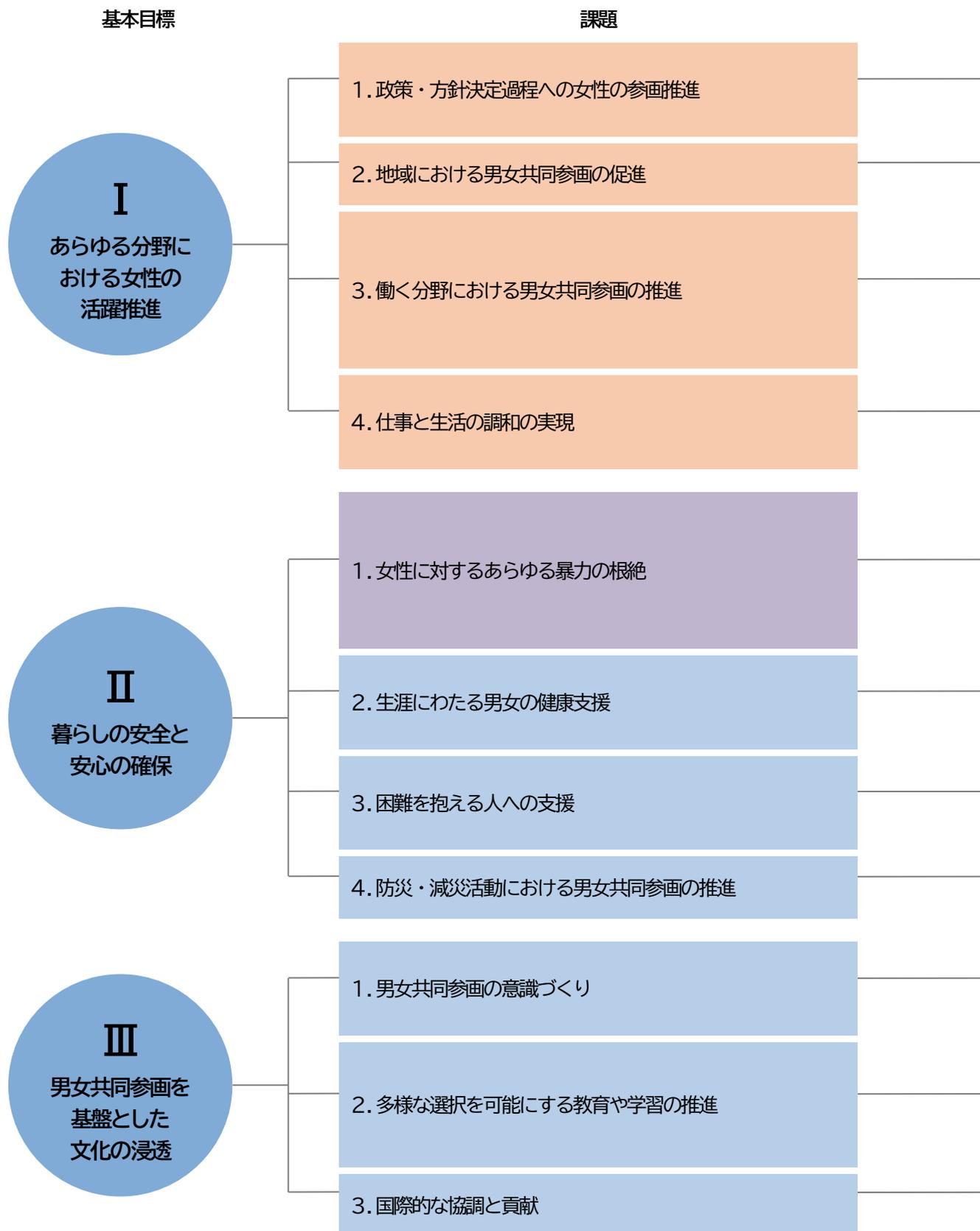


（注）⑧は今回調査のみの設問。

資料：寝屋川市「男女共同参画に関する市民意識調査」（令和元年度）

プランの体系

本プランに掲げた基本目標ごとの課題を解決するために設定した施策の方向に基づき、関連事業を推進します。



施策の方向

<ul style="list-style-type: none"> (1)市の政策・方針決定過程への女性の参画推進 (2)女性職員の管理職登用の推進 (3)女性の能力開発とリーダー養成 	女性活躍推進計画	
<ul style="list-style-type: none"> (1)地域活動で男女が活躍する環境づくり (2)子育て世代が活躍できる地域社会づくり 		
<ul style="list-style-type: none"> (1)雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保の推進 (2)市職員の配置における男女平等の推進 (3)多様な働き方への支援 (4)市職員の多様な働き方の推進 (5)職場におけるハラスメントの防止 		
<ul style="list-style-type: none"> (1)仕事と子育ての両立支援 (2)仕事と介護の両立支援 (3)男性の家事・子育て・介護等への参画促進 		
<ul style="list-style-type: none"> (1)女性に対する暴力の予防と根絶のための意識の浸透 (2)暴力に関する相談支援体制の充実 (3)DV等被害者保護と自立支援の推進 (4)性犯罪・性暴力の予防と被害者支援 (5)DV被害者支援のための加害者対策 		DV防止 基本計画
<ul style="list-style-type: none"> (1)生涯の各時期に応じた男女の健康課題への対応 (2)性と生殖に関する健康と権利の浸透 (3)心の健康対策の推進 		
<ul style="list-style-type: none"> (1)ひとり親家庭等が安心して暮らせる環境づくり (2)様々な困難な状況を抱える人が安心して暮らせる地域社会づくり (3)性の多様性を尊重する環境づくり 		
<ul style="list-style-type: none"> (1)地域における防災・減災活動への女性の参画促進 (2)避難所運営における男女共同参画の促進 		
<ul style="list-style-type: none"> (1)男女の人権尊重と法制度の理解促進 (2)男女共同参画の視点に立った情報提供や啓発活動の充実 (3)男女共同参画の視点に立った広報活動の推進 		
<ul style="list-style-type: none"> (1)男女平等保育・教育の充実 (2)男女共同参画の視点に立った生涯学習機会の提供と仲間づくり (3)男女平等な家庭教育の実践に向けた啓発 (4)男女共同参画の視点に立った文化創造活動の推進と支援 		
<ul style="list-style-type: none"> (1)持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）への貢献 (2)男女共同参画に関する国際的な動向の情報収集と発信 		

プランの推進

1. 男女共同参画推進体制の確立

あらゆる分野においてジェンダー平等、男女共同参画の視点が常に確保されることを目指して、プランの推進に当たっては、次の推進体制等で施策を展開していきます。

(1) 男女共同参画推進本部

市長を本部長とする、男女共同参画推進本部において、プランの策定及びプランに基づく施策の企画・推進等を行い、総合的かつ効果的な施策の実施を図ります。推進本部を通じて、市職員が施策の企画立案・実施において、男女共同参画の視点をもって取り組むよう庁内の意識啓発に努めます。

(2) 男女共同参画審議会

学識者や市議会議員、関係団体、公募市民で構成する「男女共同参画審議会」において、男女共同参画プランの策定や推進、施策の進捗状況、その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する事項について調査・審議をしていただき、その提言や意見等を踏まえて、本市が行う男女共同参画社会の実現に向けた総合的施策の推進を図ります。

(3) 男女共同参画推進センター

「市立男女共同参画推進センター(ふらっと ねやがわ)」を、男女共同参画社会を実現するための諸事業の推進拠点施設として位置付け、市民との協働でプランの目標を達成するよう、①講座等 ②相談 ③情報・資料の収集・提供 ④活動支援 ⑤交流 ⑥一時保育の事業を充実します。

2. 市民・関係機関等との連携

(1) 市民等との協働

男女共同参画社会の実現には、行政だけでなく市民、地域団体、企業等がそれぞれの役割を果たすことが不可欠です。市民、地域団体、企業等において男女共同参画社会の形成に資する活動が主体的に取り組まれるよう支援するとともに、パートナーシップに基づいた協働の取組を推進します。

(2) 関係機関等との連携強化

本計画の実効性を高めるために、国・大阪府の機関や近隣市町村及び関係団体等と緊密な連携を図ります。特にDV対策については、配偶者暴力相談支援センターの機能を有する大阪府女性相談センター及び大阪府中央子ども家庭センターや警察との連携を深めて、緊急対応と自立支援の体制を強化します。

3. プランの進行管理

プランに掲げた取組について、毎年度、事業の実施状況を把握・検証し、男女共同参画審議会において施策の進捗状況の評価を行います。その結果は、広く市民へ公表するとともに、以後の施策に適正に反映するよう努めます。

プランの実効性と計画性を高め、できる限り市民に分かりやすいものとするため、基本目標ごとに代表的な指標について目標数値を設定し、達成に向けて計画的に取り組みます。

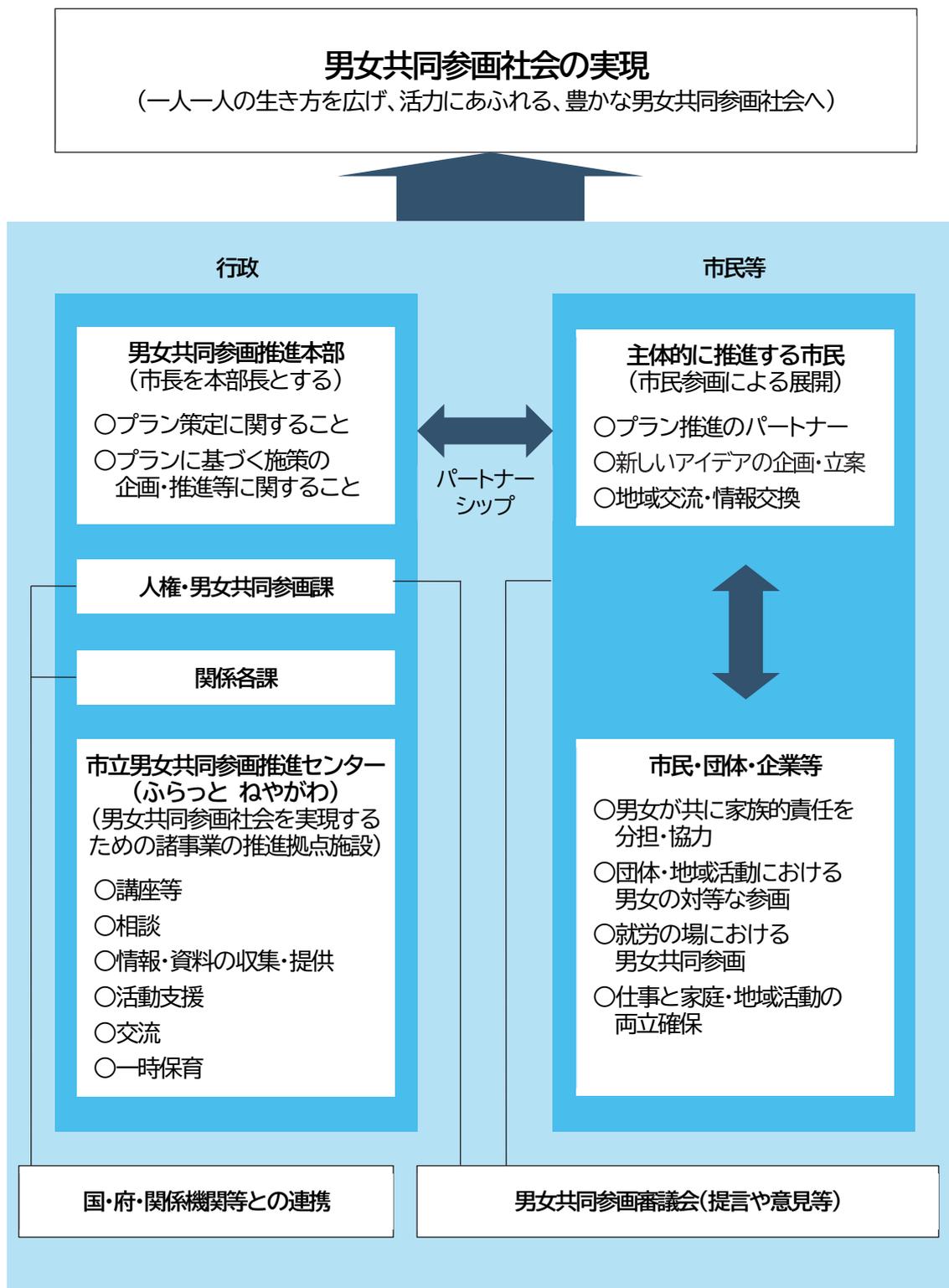
4. 計画推進のための目標値

基本目標	指標	第4期プラン策定時	令和2年4月1日現在	令和2年度までの目標値	第5期プランの目標値
I	審議会等委員への女性委員の登用比率	26.3% 平成22年4月1日現在	27.3%	30.0%	40%以上、60%以下
I	女性委員のいない審議会等の割合	24.0% 平成22年4月1日現在	4.2%	0%	0%
I	市職員の女性管理職比率	係長以上 16.2% 平成22年4月1日現在	係長以上 17.8%	係長以上 30.0%	係長以上 30%
I	市男性職員の育児休業取得率	—	6.9% 平成30年度	—	30%
I	通年保育所等利用待機児童数	—	0人	—	0人を維持
I	一般事業主行動計画の策定状況 (101人以上の事業所)	—	⊖51.7% ^{※1} 令和元年度	—	⊖100%
		—	⊙37.9% ^{※2} 令和元年度	—	⊙100%
II	デートDVの認知度(中学生～大学生)	—	中学生 39.5% 高校生 69.2% 大学生 77.9%	—	中・高・大 全て 100%
II	相談できる人が「いない」の割合(小学生～大学生)	—	小学生 11.5% 中学生 9.5% 高校生 10.8% 大学生 15.2%	—	現状より割合を下げる
II	性的少数者又はLGBTについての認知度	—	84.3% 令和元年度	—	100%
III	「男は仕事、女は家庭」というように性別によって役割を分担する考え方に共感しない市民の割合	61.0% 平成22年度	62.1% 令和元年度	70.0%	100%
III	「男女共同参画社会」の言葉の認知度	—	—	—	100%
III	SDGsについての認知度	—	22.4% 令和元年度	—	70%

※1：⊖は、次世代育成支援対策推進法における一般事業主行動計画を意味します。

※2：⊙は、女性活躍推進法における一般事業主行動計画を意味します。

プランの推進イメージ図



第5期ねやがわ男女共同参画プラン 概要版

令和3(2021)年3月

発行/寝屋川市 危機管理部 人権・男女共同参画課

〒572-8555 寝屋川市本町1番1号

TEL: 072-825-2168 FAX: 072-825-2638